

答 申 第 17号
平成 20 年 8 月 29 日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会
会 長 鴨 野 幸 雄

電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について（答申）

平成 20 年 6 月 26 日付け建第 1108 号で知事から諮問（個人情報保護条例第 7 条第 2 項関係）のあった標記の件について、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

諮問のあった下記のシステムについては、全国一律で処理することが求められている事務であり、公益上の必要性があるものと認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

なお、個人情報の保護に関する意識の変化等を踏まえ、提供する個人情報については、必要最小限度の項目にするとともに、提供先である財団法人等については、個人情報保護の安全管理のための内部規程の整備についての指導や適切な管理を実施させる協定書を締結するなど、万全を期するよう要請する。

事務システム名	主 務 課	提 供 先	提供する目的(提供する個人情報)
建築士・建築士事務所登録閲覧システム (諮問第 18 号)	土木部 建築住宅課	都道府県、(財)建築行政情報センター、建築関係法に基づく指定確認機関・指定登録機関	建築士法に基づく建築士の処分及び管理建築士の専任制等の確認事務の迅速化のため 〔 建築士の氏名、住所、電話番号、性別、勤務先、処分履歴 等 〕